

令和4年5月24日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(ワ)第12587号 不当利得返還等請求事件

口頭弁論終結日 令和4年3月8日

判 決

5

原 告

同訴訟代理人弁護士

東京都新宿区四谷四丁目28番14号パレ・ウルー5階

被 告

プレカリアートユニオン

10

同 代 表 者

同訴訟代理人弁護士

同

主 文

15

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

1 被告は、原告に対し、150万円及びこれに対する令和3年6月23日から
支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

20

2 訴訟費用は被告の負担とする。

3 (1につき)仮執行宣言

第2 事案の概要

25

1 本件は、原告が、被告に対し、(1)①被告が原告の元雇用主であった
株式会社(以下「」という。)との間で原告の意に反する内
容の和解(以下「との和解」という。)を成立させて原告に16
万2000円相当の精神的苦痛を与え、②被告が原告の元雇用主であった株式

会社[]（以下「[]」という。）との間で原告の意に反する内容の和解（以下「[]との和解」という。）を成立させて原告に50万円相当の精神的苦痛を与え、③被告にアルバイトとして雇用されていた原告を被告が違法に懲戒解雇するとともに、「制裁の通知」と題する書面（乙1。以下「**本件書面**」という。）を掲示することにより原告の名誉を毀損し、原告に50万円相当の精神的苦痛を与えたと主張して、不法行為による損害賠償請求権に基づき、慰謝料合計116万2000円及びこれに対する令和3年6月23日（訴状送達日の翌日）から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、(2)①原告が[]
[]との和解により受領した解決金のうち[]万[]円を被告が法律上の原因なく拋出金名目で徴収し、②原告が[]との和解により受領した解決金のうち[]万円を被告が法律上の原因なく拋出金名目で徴収したと主張して、不当利得返還請求権に基づき、不当利得金合計33万8000円（以下「**本件拋出金**」という。）及びこれに対する令和3年6月23日（訴状送達日の翌日）から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延利息の支払を求めている事案である。

2 前提事実（証拠等を掲記したもの以外、当事者間に争いがない。）

(1) 当事者等

ア 原告は、平成28年6月、被告に加入し、以後、被告の組合員として活動していた。

イ 被告は、平成24年5月15日に結成された、いわゆる合同労働組合であり、「団結と相互扶助の精神により組合員の労働条件を維持改善し、経済的・社会的地位向上を実現する」ことを目的とする労働組合である。

(2) 被告規約の定め

被告の規約（以下「**被告規約**」という。）中には、以下のような定めがある。

ア 組合員等が、①規約、機関の決議に違反したとき（１号）、②統制、秩序を乱したとき（２号）、③組合活動を乱したとき（３号）、④組合員としての適格性を欠き、また義務を怠ったとき（４号）、⑤組合の名誉を毀損したとき（５号）は制裁を受ける。（７条１項）

5 制裁は、①厳重注意（１号）、②解任（２号）、③権利停止（３号）及び④除名（４号）の４種類とする。（７条２項）

イ 組合員は、自己の権利に関わる問題について団体交渉や労働争議等を経て、使用者側等相手方から、和解金、未払い賃金、慰謝料等、名称のいかんを問わず解決金が支払われた場合、組合の支援を受けて労働災害補償の一時金が支払われた場合には、それらの２割相当額を組合活動のための基金として組合に納入する。ただし、組合は、拠出金の金額を事情により減額することができる。（２２条１項３号）（甲１０）

10

(3) ■■■■■との和解等

ア 原告は、平成２８年４月から■■■■■に勤めていたが、平成２８年
15 6月２３日付けで解雇された。（甲２、６）

イ 被告は、■■■■■に対して団体交渉を申し入れ、以後、■■■■■
■■■■■との間で協議を行った。

ウ 原告、被告及び■■■■■は、平成２８年８月２５日、①原告と■■■■■
■■■■■との雇用契約が同月３１日をもって会社都合により終了すること
20 を確認し、②■■■■■は、解決金■■■■■万円の支払義務があることを認め、これを被告名義の貯金口座に振り込んで支払うことなどを内容とする
和解（■■■■■との和解）を成立させた。（乙４）

エ 被告は、■■■■■との和解に基づき、■■■■■から解決金■■■■■
25 万円の支払を受け、その２割に相当する■■■■■万■■■■■円を控除した残額を
原告に振込送金した。

(4) ■■■■■との和解等

ア 原告は、平成29年から[]に勤めていたが、[]
[]から出勤停止処分を受けたため、被告は、[]に対し
て団体交渉を申し入れ、以後、[]との間で協議を行った。

イ []は、平成30年7月30日付けで原告を懲戒解雇した。

(甲11)

ウ []は、原告及び被告を相手方として、街宣禁止仮処分申
立て(東京地方裁判所・平成30年(ヨ)第21074号)を行った。

原告、被告、[]、利害関係人[]([]

[]の代表取締役)及び利害関係人[]株式会社(原告が代表取締役)

は、平成30年12月3日、上記仮処分申立事件に係る審尋期日(以下、
単に「審尋期日」という。)において、①[]は、原告に対
する懲戒解雇処分を撤回すること、②[]と原告は、原告が
同年7月30日付けで会社都合により[]を退職済みである
ことを確認すること、③[]は、原告及び被告に対し、解決
金[]万円の支払義務があることを認め、これを被告名義の貯金口座に
振り込んで支払うことなどを内容とする和解([]との和解)
を成立させた。(甲11)

エ 被告は、[]との和解に基づき、[]から解
決金[]万円の支払を受け、その1割に相当する[]万円を控除した残
額を原告に振込送金した。

(5) 被告による原告に対する制裁等

ア 原告は、平成31年3月2日、デモクラティック・ユニオンという労働
組合(以下「DMU」という。)を結成した。

イ DMUは、平成31年3月9日、被告がアルバイトとして雇用された原
告に対して社会保険等に参加させず、有給休暇を取得させないなどと主張
して被告に団体交渉を申し入れた。(甲1〔10頁〕)

ウ 被告は、平成31年3月17日、原告がDMUを結成して分派活動を行ったことを理由として、被告規約7条1項2、3号に基づき、原告に対し、1年間の権利停止の制裁を科し、その旨を記載した本件書面を、被告の事務所入口に掲示した。(乙1)

5 エ 被告は、令和2年9月12日、原告が権利停止期間中に被告の事務所に立ち入ったり、インターネット上で繰り返し被告の名誉を毀損するなどしていたことを理由として、被告規約7条1項1ないし5号に基づき、原告に対し、除名の制裁を科した。(乙3)

3 原告の主張

10 (1) 不法行為による損害賠償請求について

ア []との和解について

原告は、[]への復職を求めている。

しかるに、被告代表者は、[]代理人と密談し、原告の承諾なく、「[]が解決金[]万円を被告に支払い、原告との雇用契約を終了させる。」との和解協議を進めた上、上記内容での和解を原告に強く勧

15 めて、原告の意に反する[]との和解を成立させた。

この結果、原告は、[]における職を失う結果となり、16万2000円に相当する精神的苦痛を受けた。

イ []との和解について

20 原告は、[]への復職を望んでおり、復職を求めて最後まで争いたいと考えていた。

しかるに、被告代表者は、審尋期日において、原告に発言を一切許そうとせず、一方的に退職和解の話を進めたため、原告は、やむなく、意に反する[]との和解に応じざるを得なかった。

25 この結果、原告は、[]における職を失う結果となり、50万円に相当する精神的苦痛を受けた。

ウ 懲戒解雇と本件書面の掲示について

- (ア) 被告は、被告にアルバイトとして雇用されていた原告が、労働組合（DMU）を結成して団体交渉を申し入れたことを理由として、原告を違法に懲戒解雇し、被告における職を失わせた。

原告が被告に雇用されていたことは、①被告代表者が平成31年2月27日に執行委員に送信したメール（甲34）において原告を「書記局アルバイト」などと表現していること、②被告は、原告に対して「行動費」名目で賃金を支払っていたこと（甲38の1～3）などから明らかである。

- (イ) また、被告は、被告の事務所入口に本件書面を掲示して、原告の名誉を毀損した。

本件書面は、被告の事務所（一般社団法人ユニオン運動センター）に出入りする不特定多数の労働組合関係者の目に付く形で掲示され、かつ、原告が労働組合の団結権を阻害する問題人物であるとの評価を生じさせるものであるから、原告の社会的評価を低下させるものである。

- (ウ) これらの被告の行為により、原告は、50万円に相当する精神的苦痛を受けた。

(2) 不当利得返還請求について

ア 被告は、被告規約22条1項3号を理由として本件抛出金 万 円を原告から徴収したが、これは、弁護士資格を有しない被告が、原告の元勤務先との法的地位をいかにすべきかという法律事務を取り扱い、その報酬として取得したものであって、弁護士法72条に違反するものであり、被告規約22条1項3号は弁護士法72条に違反し無効であるから、被告による本件抛出金の徴収は、法律上の原因を欠く。

イ 被告は、①前記(1)ア・イのとおり、解決金を得ることを目的として労働者の意向を無視した和解を強行していること、②被告にアルバイトとして

雇用されていた原告について、社会保険に加入させず、有給休暇も一切付与しないなど、自ら労働関係法令に違反する行為を行っていること、③組合員に対して会計報告をせず、組合員から徴収した拠出金の実態を隠蔽する不透明な会計処理をしていること、④反社会的勢力と目される団体である全日本建設運輸連帯労働組合（ユニオン）関西地区生コン支部に対して資金援助等をしていることなど、憲法上認められた結社である労働組合（合同労組）としての有用性を欠いており、そのような被告が法律事務の対価を得ることは、労働組合としての正当な行為とはいえない。

ウ 被告は、遅くとも平成29年9月以降は、役員の大部分が労働者ではない自営業者等によって占められており、労働組合法2条及び5条1項の規定に適合する労働組合（以下「**法適合組合**」という。）ということとはできない。

4 被告の主張

(1) 不法行為による損害賠償請求について

ア [redacted]との和解及び[redacted]との和解について

被告は、原告の意向を確認してこれに沿った交渉を行い、原告は、和解の当事者としてその内容に合意したものであって、被告の不法行為は存在しない。

イ 懲戒解雇と本件書面の揭示について

(ア) 被告が原告をアルバイトとして雇用していたとの事実は存せず、したがって、被告が原告を懲戒解雇したとの事実も存しない。

①被告代表者が原告を「書記局アルバイト」と表現したからといって雇用関係が発生するというものではないし、②被告が原告に支払った「行動費」は、団体交渉の録音反訳や残業代請求の計算シートへの入力を行ったことへの報酬であって、雇用契約に基づいて賃金として支払ったものではない。

(イ) 本件書面の掲示は、被告が統制を乱す組合員に対して被告規約に基づいて制裁を科したことを組合員に知らせるものであって、労働組合の組織運営に関する正当な行為であり、不法行為には当たらない。

(2) 不当利得返還請求について

5 ア 被告が原告から本件拠出金を受領した行為が弁護士法72条に違反する旨の原告の主張は争う。

 労働組合は憲法及び労働組合法によりその権利が保障されており、被告規約に基づいて組合員から拠出金等を受領してその財政を維持することは、組合員の平等取扱原則に反する差別的取扱いに該当しない限り、労働組合
10 の自治に属することである。

 また、被告は、原告の代理人として[]や[]と交渉を行ったのではなく、組合員の利益を代表して組合員の雇用主との間で団体交渉等を行ったものであって、これらの行為は弁護士法72条所定の「法律事務を取り扱」うことには当たらない。

15 イ 被告が法適合組合であることは、東京都労働委員会の資格審査により法適合組合であると認定されていること（乙5の1～3）からも明らかである。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

20 前提事実に各掲記の証拠等を併せると、以下の事実が認められる。

(1) 原告の被告への加入及び[]との和解等

 ア 原告は、大学2回生に在籍していた平成28年6月当時、[]が経営する[]店においてアルバイトとして勤務していたが、同月23日付けで解雇された。

25 原告は、[]による解雇に納得できなかったため、同日、被告に加入して、[]との団体交渉を依頼した。（甲1〔1～2頁〕、

2)

イ 被告は、平成28年6月23日付けで、[]に対して、原告が被告に加入した旨を通告した上で、団体交渉を申し入れ、協議を行った。

(甲5～9)

ウ 被告代表者は、[]との協議を踏まえて、原告に対し、「会社の代理人弁護士が、この際、3ヶ月分ぐらいの給料は出すから退職して欲しいと言っているから、この際、[]は辞めてしまったらどうですか。」と提案した。

原告は、当時、他にもアルバイトをしており、[]を辞めても収入の調整ができたことから、被告代表者の上記提案を承諾した。(甲1〔2～3頁〕)

エ 原告、被告及び[]は、平成28年8月25日、①原告と[]との雇用契約が同月31日をもって会社都合により終了することを確認し、②[]は、解決金[]万円の支払義務があることを認め、これを被告名義の貯金口座に振り込んで支払うことなどを内容とする和解([]との和解)を成立させた。

[]との和解に係る和解協議書(乙4)には、原告の押印もなされている。(乙4)

オ 被告は、[]との和解に基づき、[]から解決金19万円の支払を受け、被告規約22条1項3号に基づいて、その2割に相当する拋出金[]万[]円を控除した残額を原告に振込送金した。(弁論の全趣旨〔答弁書・2～3頁〕)

(2) []との和解等

ア 原告は、平成29年、大学を休学して、[]に勤めていたが、[]から出勤停止処分を受けたため、被告は、[]に対して団体交渉を申し入れ、以後、[]との間で

協議を行った。

そうした中、原告は、[REDACTED]から平成30年7月30日付けで懲戒解雇されたため、同月31日以降、46営業日間連続して、[REDACTED]の会社前で街宣活動を行った。(甲1〔3～5頁〕)

5 イ 原告、被告、[REDACTED]、利害関係人[REDACTED]([REDACTED]の代表取締役)及び利害関係人[REDACTED]株式会社は、平成30年12月3日、原告も出頭して開かれた審尋期日において、①[REDACTED]は、原告に対する懲戒解雇処分を撤回すること、②[REDACTED]と原告は、原告が同年7月30日付けで会社都合により[REDACTED]を退職済みであることを確認すること、③[REDACTED]は、原告及び被告
10 に対し、解決金[REDACTED]万円の支払義務があることを認め、これを被告名義の貯金口座に振り込んで支払うこと、④被告は、[REDACTED]を相手方とする東京都労働委員会への不当労働行為救済申立事件の申立てを取り下げることなどを内容とする和解([REDACTED]との和解)を成立させた。(甲11)

15 ウ 被告は、[REDACTED]との和解に基づき、[REDACTED]から解決金[REDACTED]万円の支払を受け、被告規約22条1項3号に基づき、その1割に相当する拋出金[REDACTED]万円を控除した残額を原告に振込送金した。(弁論の全趣旨〔答弁書・4頁〕)

20 (3) 被告による原告に対する制裁等

ア 原告は、平成30年6月頃から平成31年3月頃までの間、被告の他の組合員の事案に関する団体交渉の録音反訳や残業代請求の計算シートへの入力を行うことがあり、被告は、原告から作業内容等が記載された出金伝票の提出を受けて、原告に対し、その報酬として「行動費」を支払った。
25 原告は、これらの作業を任意の日や時間に行っており、原告がこれらの作業を行う日や時間は決まっていなかった。(甲38の1～3、弁論の全趣旨

〔被告・準備書面(2)・8～9頁〕

イ 被告代表者は、平成31年2月27日、被告の執行役員に対し、原告を「書記局アルバイトの前田さん」、「現在、書記局アルバイトをお願いしている組合員」と表記した上で、原告において組合内部の問題についての批判や不満などを組合内外の人に話すなどの不適切な行動が見られた場合には、その場で具体的に注意して自覚を促すよう求めるメール（甲34）を送信した。（甲34、弁論の全趣旨〔原告・第1準備書面・9頁〕）

ウ 被告は、平成31年3月17日、原告がDMUなる労働組合を結成して被告に対して分派活動を行ったことを理由として、被告規約7条1項2、3号に基づき、臨時執行委員会において、原告に対し1年間の権利停止の制裁を科すことを決定し、その旨を記載した本件書面を、被告の事務所入口に約1か月間掲示した。（乙1、弁論の全趣旨〔原告・第1準備書面・9頁〕）

エ 被告は、令和元年8月18日、原告が、前記ウの権利停止期間中である同年4月29日、連合の主宰するLGBT労働相談の妨害をしたことを理由として、被告規約7条1項2ないし5号に基づき、原告に対し、1年間の権利停止の制裁を科した。（乙2）

オ 被告は、令和2年9月12日、原告が前記エの権利停止期間中である令和元年9月14日及び同年12月7日に被告の事務所に侵入して組合定期大会や組合活動を妨害するなどしたこと、インターネット上で繰り返し「反社会的勢力と繋がりがあある」などと被告の名誉を毀損し、組合活動を妨害したことを理由として、被告規約7条1項1ないし5号に基づき、原告に対し、除名の制裁を科した。（乙3）

2 不法行為による損害賠償請求について

(1) 〇〇〇〇との和解について

原告は、被告が、原告の意に反して〇〇〇〇との和解を成立させると

いう不法行為を行ったことにより、精神的苦痛を被ったと主張する。

しかし、認定事実(1)ウ・エのとおり、原告は、被告代表者から[REDACTED]との協議内容の説明を受け、自ら納得して[REDACTED]との和解を成立させたものであって、被告が原告の意に反して[REDACTED]との和解を成立させるという不法行為を行ったとの事実は認められないから、原告の上記主張は、採用することができない。

(2) [REDACTED]との和解について

原告は、被告が、原告の意に反して[REDACTED]との和解を成立させるという不法行為を行ったことにより、精神的苦痛を被ったと主張する。

しかし、認定事実(2)イのとおり、原告は、審尋期日に自ら出頭して[REDACTED]との和解を成立させたのであって、原告の陳述書（甲1）を踏まえても、被告が原告の意に反して[REDACTED]との和解を成立させるという不法行為を行ったとの事実は認められないから、原告の上記主張は、採用することができない。

(3) 懲戒解雇と本件書面の掲示について

ア 原告は、原告が被告にアルバイトとして雇用されていたとの事実を前提として、被告に違法に懲戒解雇されたと主張し、原告の陳述書（甲52）中にはこれに沿う部分があるほか、①被告代表者が原告を「書記局アルバイト」などと表現するメールを送信していること、②被告が原告に「行動費」名目で賃金を支払っていたことなどから、原告が被告にアルバイトとして雇用されていたことが明らかであると主張する。

しかしながら、上記②については、認定事実(3)アのとおり、被告が原告に録音反訳や計算シートへの入力報酬として「行動費」を支払っていたとの事実は認められるものの、原告は、これらの作業を任意の日や時間に行っていたものであって、被告の指揮命令下でこれらの作業を行っていたとは認められないこと、源泉徴収等はされておらず、「行動費」が賃金とし

て支払われたと認めるに足りる客観的な証拠は存しないことなどからすると、「行動費」は準委任契約に基づく報酬（手間賃）等として支払われていたものと見るのが自然である。また、上記①については、原告が上記のように報酬（手間賃）等の支払を受けて被告のために作業を行っていたという事実を踏まえて「書記局アルバイト」と表現したものと考えられ、原告との間の法的関係を正確に理解した上での表現とは考え難い。したがって、上記①・②の事実をもって、直ちに原告が被告のアルバイトとして雇用されていたということとはできない。

そして、原告が被告にアルバイトとして雇用されていたことを裏付ける客観的な証拠が存しないことや、反対趣旨の被告の主張に照らし、原告の陳述書中の上記部分は信用できず、被告に違法に懲戒解雇されたとの原告の上記主張は、その前提を欠き、採用することができない。

イ 原告は、被告が被告の事務所入口に本件書面を掲示して、原告の名誉を毀損したと主張する。

認定事実(3)ウのとおり、被告が被告の事務所入口に本件書面を掲示したとの事実は認められる。しかしながら、本件書面の掲示は、原告が被告のアルバイトとして雇用されていたとの独自の主張（同主張に理由がないことは、前記アのとおりである。）に基づいて、DMUを結成して被告に団体交渉を申し入れるという分派活動を行ったこと（前提事実(5)ア・イ）を理由として、被告が、被告規約7条1項2、3号に基づいて権利停止の制裁を科したことを被告の組合員に告知するためにした、労働組合の組織運営に関する正当な行為にほかならず、不法行為を構成するものということとはできない。

(4) 小括

以上のとおり、被告の不法行為をいう原告の主張はいずれも採用することができない。

3 不当利得返還請求について

(1) 被告による本件拋出金 〇〇万 〇〇〇〇円の受領は、認定事実(1)オ、(2)ウのとおり、被告規約22条1項3号に基づくものであって、法律上の原因がないということとはできない。

5 (2) この点について、原告は、被告による本件拋出金の受領及び被告規約22条1項3号の規定は弁護士法72条に違反すると主張する。

しかしながら、弁護士法72条制定の趣旨は、弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とし、広く法律事務を行なうことをその職務とするものであって、そのために弁護士法には厳格な資格要件が設けられ、かつ、
10 その職務の誠実適正な遂行のため必要な規律に服すべきものとされるなど、諸般の措置が講ぜられているのであるが、世上には、このような資格もなく、何らの規律にも服しない者が、自らの利益のため、みだりに他人の法律事件に介入することを業とするような例もないではなく、これを放置するときは、
15 当事者その他の関係人らの利益を損ね、法律生活の公正かつ円滑な営みを妨げ、ひいては法律秩序を害することになるので、かかる行為を禁圧するというものと解される（最高裁昭和44年（あ）第1124号同46年7月14日大法廷判決・刑集25巻5号690頁参照）。

しかるに、労働組合である被告が組合員のために組合員の雇用主と団体交渉等を行って和解を成立させることは、みだりに他人の法律事務に介入する
20 行為ということとはできないし、これによって組合員その他の関係者らの利益を損ねたり、法律生活の公正かつ円滑な営みを妨げるものとはいえないから、弁護士法72条所定の「法律事務を取り扱」うことには当たらないものというべきであり、原告の上記主張は採用することができない。

25 (3) なお、原告は、①種々の事情を挙げて、被告が憲法上認められた結社である労働組合（合同労組）としての有用性を欠いており、そのような被告が法律事務の対価を得ることは、労働組合としての正当な行為とはいえないとか、

②被告は役員の大部分が労働者ではない自営業者等によって占められており、
法適合組合ということはできないなどとも主張する。

しかしながら、上記①については、原告の挙げる種々の事情を踏まえても、
被告が組合員のために組合員の雇用主と団体交渉等を行って和解を成立させ
ることが弁護士法72条所定の「法律事務を取り扱」うことには当たらない
との当裁判所の前記(2)の認定判断を左右するものとはいえないし、上記②に
ついては、原告の指摘する事情は、東京都労働委員会の資格審査により被告
が法適合組合であると認定されているとの事実(乙5の1～3)に鑑みても、
被告が法適合組合であることを否定するものとはいえず、いずれも採用する
ことができない。

(4) 小括

以上のとおり、被告の不当利得をいう原告の主張はいずれも採用すること
ができない。

第4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、
主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第12部

裁判長裁判官

裁判官

5

裁判官

これは正本である。

令和 4 年 5 月 2 4 日

東京地方裁判所民事第 1 2 部

裁判所書記官

